

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第三号）（行政・デジタル改革課）

### 一 趣旨

児童虐待防止対策の強化及びポストコロナ社会の構築のため、職員の定数を改定するものである。

### 二 内容

知事の事務を補助する職員

七千六十人 ↓ 七千百三十八人（+七十八人）

### 三 施行期日

令和五年四月一日